

兵庫県廃棄物処理計画（改定）の概要

計画の基本事項

1 計画改定の趣旨

「持続可能な循環型社会」の実現に向けた取組を県民、事業者、行政の参画と協働のもと、「兵庫県廃棄物処理計画」を策定し、

廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進

廃棄物の適正処理

に取り組んできた。

地球温暖化など地球規模での課題が生じており、その解決のためには、持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組などを進めることが重要。

各種リサイクル法の改正の動向なども踏まえ、循環型社会の実現に向け更なる取組を進めるため計画を改定する。

改定のポイント

「循環型社会」と「低炭素社会」の統合的な取組を推進

- ・ 新たに「ごみ発電能力」の数値目標を設定
- ・ 高効率ごみ発電施設の導入促進 など

2 計画の目標年次

平成 32(2020)年度を目標年度とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、平成 27 年度の状況を踏まえ見直す。

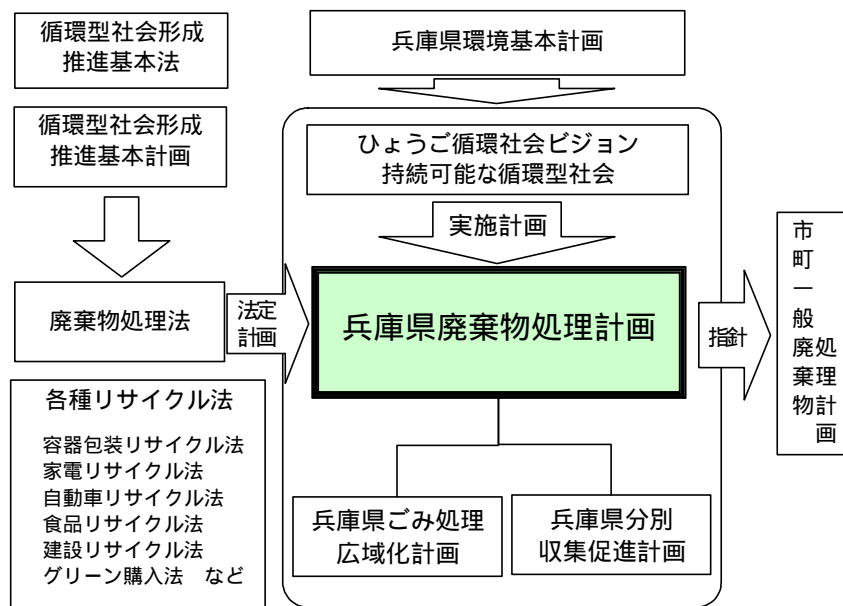
3 計画の位置づけ

- ・ 兵庫県環境基本計画の下に位置づけられる「ひょうご循環社会ビジョン」の実施計画
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づく法定計画

県民、事業者、行政の参画と協働のもとに、持続可能な循環型社会の実現を目指す指針

一般廃棄物対策の観点からは、市町の「一般廃棄物処理計画」策定のための指針であり、「兵庫県ごみ処理広域化計画」や「兵庫県分別収集促進計画」の基本となる計画

産業廃棄物対策の観点からは、事業者や処理業者の指導等のための指針



計画の進捗状況と課題

1 廃棄物の排出及び処理

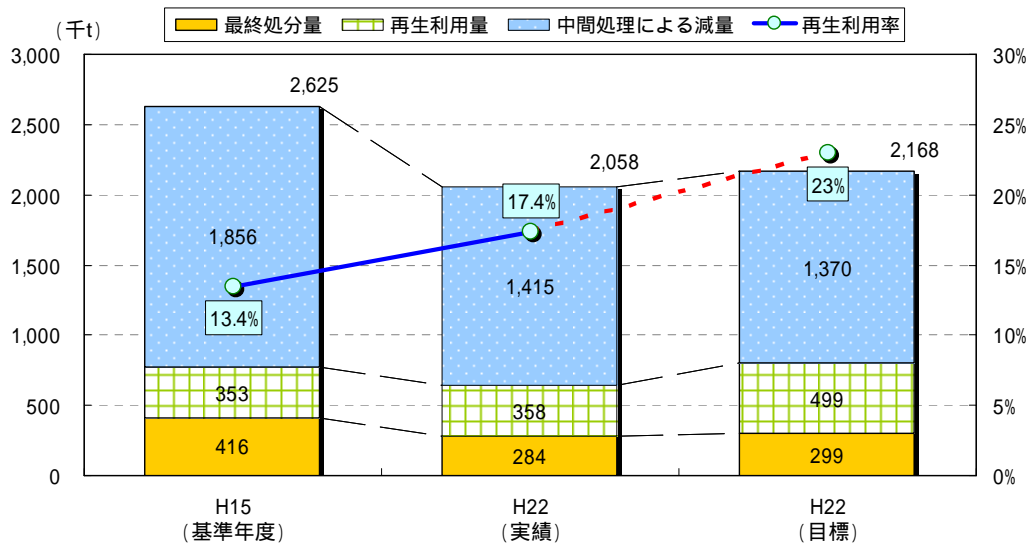
- ・ 廃棄物の排出量は目標を達成
- ・ 一般廃棄物の再生利用率は、全国平均より 3.4 ポイント低い 17.4%
- ・ 産業廃棄物の最終処分率は、全国平均より 1.2 ポイント高い 4.7%

全国平均より多くなっている最終処分量を削減していくため、廃棄物の排出量の削減や再生利用を促進する必要がある。

低炭素社会との一体的取組も視野に入れた循環型社会の実現や社会環境の変化(人口減少社会の到来等)など、新たな課題への適切な対応が必要である。

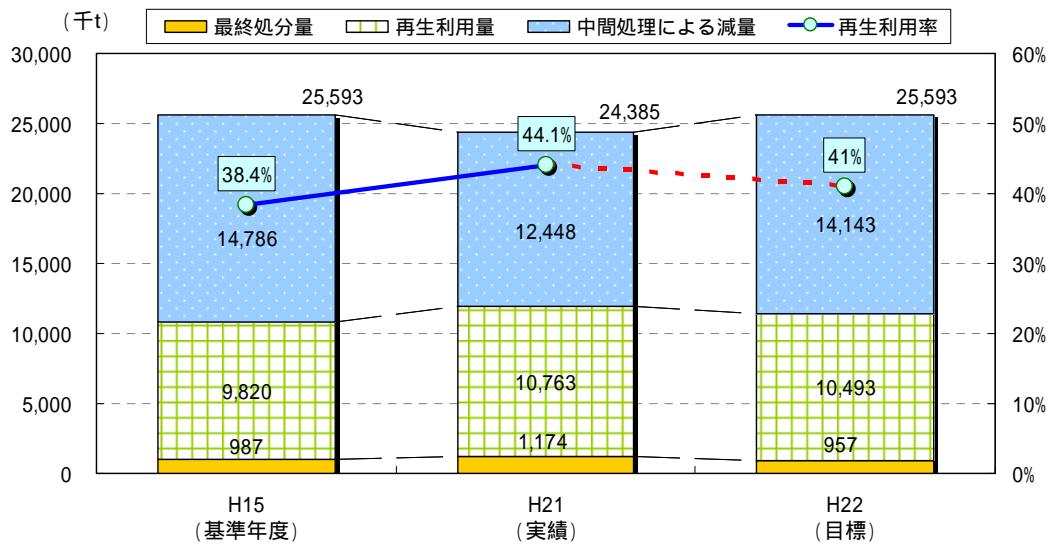
(1) 一般廃棄物

[一般廃棄物]	基準年度	実績	目標値	達成状況
	H15	H22	H22	
排出量 (千t)	2,625	2,058	2,168	達成
再生利用率 (%)	13.4	17.4	23.0	未達成
最終処分量 (千t)	416	284	299	達成
1人1日あたりごみ排出量 (g/人・日)	1,183	910	947	達成



(2) 産業廃棄物

[産業廃棄物]	基準年度	実績	目標値	達成状況
	H15	H21	H22	
排出量 (千t)	25,593	24,385	25,593	達成
再生利用率 (%)	38.4	44.1	41.0	達成
最終処分量 (千t)	987	1,174	957	未達成



2 適正処理

廃棄物の不法投棄量は減少傾向にあるが、悪質化の傾向が見られ、引き続き、不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳正な対処を進める必要がある。

計画の目標

1 政策展開の方向

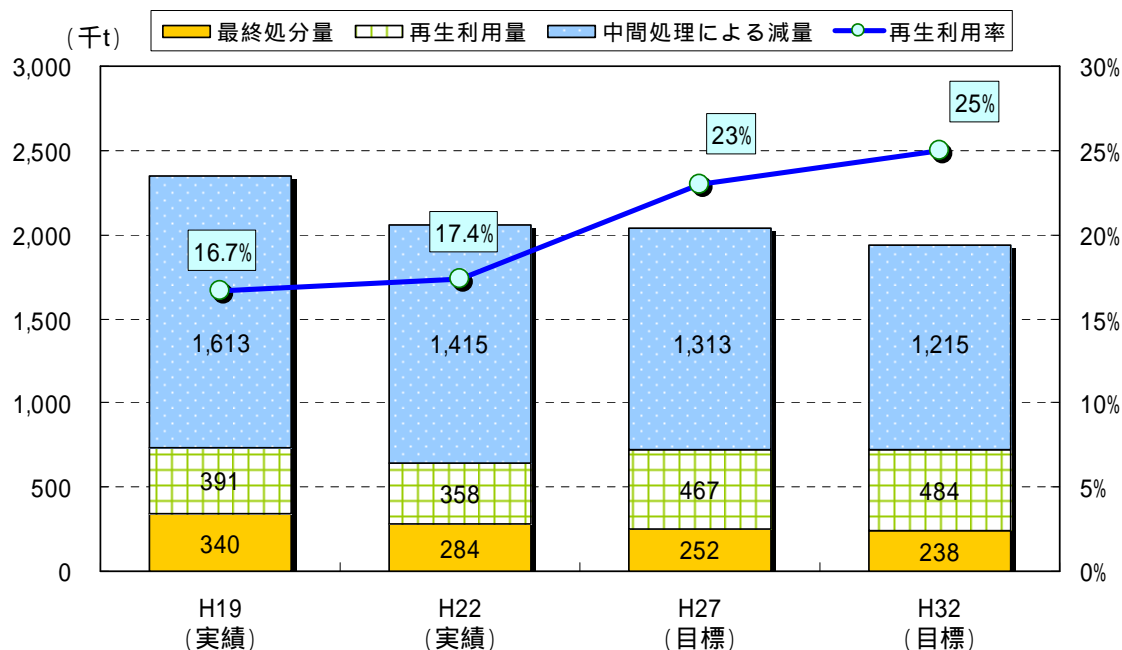
- ・循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生を抑制する。
- ・廃棄物となったものについては、再利用、再生利用、熱回収と循環的な利用を行う。
- ・それでも廃棄物として排出されるものについては、適正処理を確保する。
- ・さらに、「循環型社会」と「低炭素社会」の統合的な取組を推進する。

2 一般廃棄物の目標

- ・再生利用率は、国が基本方針で定める 25%を目指す。
- ・1人1日あたりごみ排出量は、H32 にH22 の全国トップレベルである 835g を目標とする。
- ・最終処分量は、H27 に国の基本方針 22%減を上回る 26%減とする。
- ・ごみ発電能力は、市町等における施設整備に合わせて最大限に導入を促進する。

一般廃棄物	実績		目標	
	平成19年度 (基準年度)	平成22年度	平成27年度	平成32年度
排出量	2,344 千ト	2,058 千ト	2,032 千ト < 13% >	1,937 千ト < 17% >
1人1日あたり ごみ排出量	1,044g	910g	887g < 15% >	835g < 20% >
再生利用率	16.7%	17.4%	23%	25%
最終処分量	340 千ト	284 千ト	252 千ト < 26% >	238 千ト < 30% >
ごみ発電能力	79,450kW	94,375kW	106,000kW < +33% >	127,000kW < +60% >

< > 内は基準年度（平成19年度）比

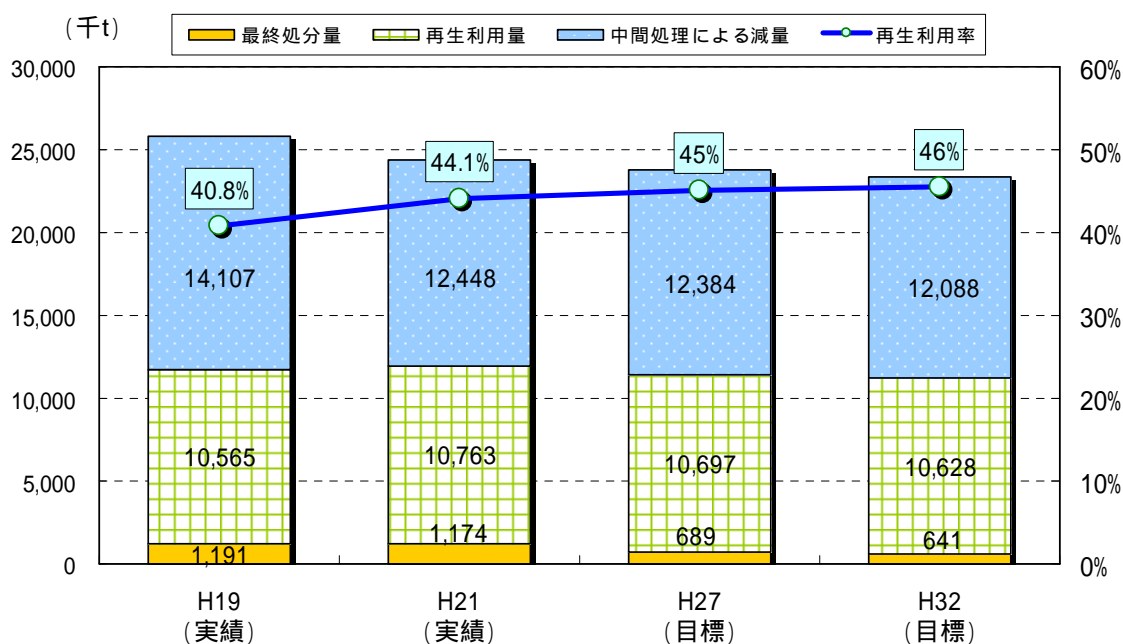


3 産業廃棄物の目標

- 最終処分量は、H27 にフェニックス事業における減量化目標(42%削減)を達成するため、国の目標(約12%削減)を上回る689千トン以下とし、H32には、46%削減の641千トンを目指す。

産業廃棄物	実績		目標	
	平成19年度 (基準年度)	平成21年度	平成27年度	平成32年度
排出量	25,863千トン	24,385千トン	23,771千トン < 8% >	23,357千トン < 10% >
再生利用率	40.8%	44.1%	45%	46%
最終処分量	1,191千トン	1,174千トン	689千トン < 42% >	641千トン < 46% >

< >内は基準年度(平成19年度)比



計画推進に向けた施策の推進

1 新規・拡充施策

(1) 廃棄物の発生抑制、再利用・再生利用の推進のための施策

ア 循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

ごみ発電の導入促進やカーボンニュートラルな循環資源としてバイオマス系循環資源の有効活用を図る取組を進める。

市町ごみ処理施設の広域化（拡充）

高効率ごみ発電施設の導入促進（新規）

バイオマスの利活用の促進（拡充）〔新兵庫県バイオマス総合利用計画〕

イ 廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の推進

使用済小型電子機器等のリサイクルの促進（新規）

〔市町が関係事業者と連携してデジタルカメラ等の小型家電リサイクルへの取組を進めるよう支援〕

セメントリサイクル事業の推進（拡充）

〔(財)ひょうご環境創造協会は、既存のセメント焼成施設を活用し、焼却灰及びばいじんをセメント原料として活用する、再資源化事業を開始。県内市町に当該事業の利用促進を図る〕

容器包装廃棄物の分別収集の促進（拡充）

建設廃棄物の再資源化（拡充）

(2) 廃棄物の適正処理推進のための施策

P C B 廃棄物の適正処理（拡充）

〔国の処理期限の見直し等の動向を見ながら県計画を改定〕

産廃処理業者優良認定制度の運用（新規）

2 継続事業

(1) 廃棄物の発生抑制、再利用・再生利用の推進のための施策

ア 環境の担い手、地域コミュニティ活性化による環境の組織・ネットワークづくり

環境学習・教育の展開、 集団回収・店頭回収の促進

「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施

イ ごみ減量化の促進

生活系ごみの減量化の促進

産業廃棄物多量排出事業者における排出抑制

ウ 廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の推進

廃家電4品目のリサイクルの推進

エ 民間リサイクル事業等の取組支援（エコタウン推進会議）

(2) 廃棄物の適正処理推進のための施策

ア 廃棄物の適正処理対策の推進

排出事業者、処理業者に対する適正処理指導

アスベスト廃棄物の適正処理の推進

海岸漂着ごみ対策の推進

イ 廃棄物の適正処理の確保

廃棄物処理施設の円滑な設置の推進

廃棄物処理施設の監視

ウ 不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳格な対応

不法投棄の防止対策の充実・強化

「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」による規制

「廃棄物エコ手形制度」の全県展開

エ 公共関与による適正処理の推進

大阪湾フェニックス事業の推進

ひょうご環境創造協会の資源循環事業の推進